［号を削る。］

18　法第二条第十五項の規定は、第六項第九号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二　他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五　他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

［号を削る。］

六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七　他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

八　他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九　他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十　他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一　他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二　他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四　他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

七　法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

11　法第二条第十五項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［同上］

一　他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二　他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三　他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四　他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五　他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

六　他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

七　他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八　他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九　他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十　他の事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一　他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二　他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十三　他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四　他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業